

IASB 公開草案「金利指標改革（IFRS 第9号及びIAS第39号の修正案）」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 えんどう かずと
遠藤 和人

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）から2019年5月に公表された公開草案「金利指標改革（IFRS 第9号及びIAS 第39号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、2019年6月にコメント・レターを送付している。

本公開草案の概要

本公開草案では、金利指標改革に伴う不確実性に起因する会計上の問題のうち、既存の金利指標を代替金利に置き換える前の期間における財務報告に影響を与える論点（置換前の論点）について、IFRS 第9号「金融商品」及びIAS 第39号「金融商品：認識及び測定」のヘッジ会計に関する事項に一時的な例外規定を提案したものである。

コメント・レターの概要

本公開草案に対する当委員会の主なコメントは、次のとおりである。

会計基準の役割は、企業の取引その他の経済事象を描写することであり、本来、会計基準は企業の行動に影響を与えることを意図して設定されるべきではない。この点、金利指標改革における制度変更の内容や金融機関の対応について十分な情報が得られていない現時点において、基準開発を行うことは一般に困難性を伴うものであると考えている。

同時に、実態が何も変わっていないにもかかわらず、金利指標改革を巡る不確実性が存在することのみによってヘッジ会計が中止されることは不合理であると考えられ、現行基準の解釈の明確化や救済措置に関して一定のニーズがあることは理解できるが、救済の対象となる取引は、原則として、実態が変わらないものに限定すべきであるとする。実態が変わっており、本来、ヘッジ会計の適用が認められないヘッジ関係を救済することは、不健全な会計処理につながりかねないためである。

IASBは金利指標改革への対応をPhase 1（置換前）とPhase 2（置換時）の2段階に分けて行うこととしている。金利指標改革における制度の変更の内容や金融機関の対応について十分な情報が得られていないなか、Phase 1における救済措置の対象となる取引の範囲が適切であるか否かを評価することは困難であるが、現状においてヘッジ会計の中止の処理をすることは有用な情報とならない可能性もあるため、本公開草案の提案に反対はしない。

一方、Phase 2を検討する際には、金利指標改革における制度の変更の内容や金融機関の対応について十分な情報が得られたか否かを見極めたうえで、適時に既存の会計基準の解釈の明確化又は救済措置を設けることの適否を検討する必要があると考える。なお、仮に救済措置を設ける場合のその内容と範囲については、慎重に検討することが必要であるとする。

当委員会は、金利指標改革に伴う不確実性がもたらす会計上の論点に対する会計基準の解釈の明確化や救済措置を求める一定のニーズがあることは理解しているが、会計基準が本来果たすべき役割は何かという観点から、本件に係る今後の対応について適時・適切に検討することが必要である旨のコメント・レターを提出した。